

小田原三の丸ホール前庭利用チェックリスト

- 音楽、演劇、展示等の文化事業を実施します。
- 小田原三の丸ホール施設（大ホール・小ホール・展示室）における催事と連動して同日に開催する事業です。
- 騒音等により、近隣住民に迷惑はかけません。
- 芝生や石畳等の前庭施設を傷つけません。傷つけた場合は、弁償します。
- 事業の実施時間は、搬出入を含め、9時から17時までの間とします。
- 2日以上連続して利用する場合、前庭施設に設置してある物品は利用日毎に片付けます。
- 一般の通行人に配慮します。
- 自然災害（強風・雨）等への対策を講じます。
- 専属の担当者を設置し、常に連絡が取れる状態とします。
- 前庭利用に係る備品は、事前に施設管理者の許可を得た上で、利用者が用意します。
- 前庭が有事の際の避難場所であることを認識し、事業を計画します。
- 火気は使用しません。事業の性格上、どうしても火気を使用しなければならない時は、その使用を最低限とし、安全対策を講じた上で、施設管理者に申請します。
- 物販や有料催事ではありません（実費負担を除く）。
- 入場制限はいたしません。
- 搬出入車両は1台ずつ進入し、安全管理のため警備員の配置を行います。
- 施設管理者から利用の中止を求められた場合は、その指示に従います。

令和 年 月 日

(団体名)

代表者名 _____